

中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット)保証制度

平成25年9月20日から申請書の様式が変更になりました

変更部分:「第2条第4項」⇒「第2条第5項」

この制度は、取引先などの再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化などを行う制度です。

市の認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが可能です。

特に問い合わせの多い第5号認定および第7号認定の要件・認定書類については下記のとおりです。

5号(イ)	最近3カ月間の売上高などが前年同期比5パーセント以上減少していること。
5号(ロ)	原油価格の上昇により、製品等原価のうち20パーセント以上を占める原油などの仕入価格が20パーセント以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できず、最近3カ月間の平均売上高に占める原油などの平均仕入れ価格の割合が前年同期を上回っていること。
7号	経営の相当程度の合理化を実施している金融機関に対する取引依存度が10パーセント以上で、当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比マイナス10パーセント以上で、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少していること。

5号(イ、ロ)は申請できる業種が指定されており、形態により申請書が分かれています。

指定業種については、申請前に必ず市役所、市ホームページ等で「指定業種リスト」をご確認ください。

①	1つの指定業種に属する事業のみを行っている、または、兼業者であって、行っている事業がすべて指定業種に属している
②	兼業者であって、主たる事業が属する業種(主たる業種)が指定業種に該当する
③	兼業者であって、1以上の指定業種(主たる業種かどうかを問わない)に属する事業を行っている

【申請時の注意】

○登記上または事業実態のある住所地(店舗等所在地)の役所への申請となります。

○申請書は2部必要です。

○記入誤りなどがある場合がありますので、申請者の印鑑を持参いただくか、余白欄に申請者の捨印をお願いします。

○市ホームページからも申請書のダウンロードができます。(PDF、計算式入りEXCELデータ)

【必要な書類】

○売上高のわかる書類等(月別に記された残高試算表、決算書または売上台帳など)の写し

○国、県(保健所、振興局含む)等から許可を得て営業している場合は、許可証の写し 等

※申請ごとに必要な書類が異なりますので、申請書をご確認ください。

【手数料】 無料

【受付窓口】 雲仙市役所商工労政課、または各総合支所地域振興課

【受付時間】 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分

◆認定書発行まで、1日程度お時間をいただきます。

◆認定書の有効期間は、認定の日から30日間です。

◆保証協会または金融機関による審査の結果、ご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆この情報は平成26年12月11日現在のものです。要件や申請書は変更になることがあります。

お問い合わせ：雲仙市商工労政課

電話 (0957) 38-3111

FAX (0957) 38-3119

雲仙市 セーフティネット

検索